

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

- (1) 平成27年度から実施している保険者への財政支援の拡充1,700億円の公費投入を継続するとともに、平成30年度以降の保険者努力支援制度等の実施のための1,700億円の公費投入を確実に実施すること。

また、財政安定化基金については、平成32年度末までとされている必要な積み増しを速やかに行い、2,000億円規模を確実に確保すること。

- (2) 政府の審議会等において、標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分によりインセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であり、当該機能は国と地方の協議により平成30年度以降も維持することとされていることを踏まえ、見直しは行わないこと。

- (3) 医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

- (4) 新たな制度の詳細について、都市自治体と引き続き十分協議し、その意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金の算定方法等については、都市自治体の意見を十分尊重すること。

- (5) 新たな制度の施行に際しては、被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう必要な措置を講じること。

- (6) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

- (7) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、

超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

- (8) 新たな制度の施行に際しては、都道府県間の格差が生じることのないよう、市町村の事務の軽減を図りつつ広域化・効率化を推進すること。
- (9) 平成30年度以降の前期高齢者交付金の配分に際しては、高齢化率の高い都市自治体に配慮すること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の都道府県単位化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 現在、すべての都市自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから、子どもの対象年齢に関わらず減額措置を全面的に廃止すること。

また、重度心身障害者等に対する医療費助成に係る市町村単独事業についても、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を速やかに廃止すること。

- (3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。
- (4) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加が生じていることや、今後も医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別財政支援を講じること。
- (5) 療養給付費等負担金について、交付額が減少することのないよう、算定方法を見直すこと。
- (6) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精算が2年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額を速やかに交付すること。
- (7) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

- (8) 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価について、実態に即した見直しを行うこと。
- (9) 医療費の適正化を図るため、健幸ポイント事業によって効果が明確に表れた取組については、安定的に展開できるよう財政措置を講じるとともに、都市自治体の実施体制に対する必要な支援措置を講じること。
- (10) 保健医療データプラットフォームを早期に構築すること。
また、保険者等が必要な情報をデータベースから簡便に抽出でき、保険者間で年齢構成を考慮して比較ができるツールを提供すること。
- (11) 生活習慣病重症化予防の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (12) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進等、必要な措置を講じること。
- (13) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。
- (14) 保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- (15) 外国人の資格の適正な管理が行えるよう、必要な措置を講じること。
- (16) 定住外国人の医療保険制度の理解を図るため、医療保険制度関係の未翻訳法令について、早急に翻訳整備を行うとともに、日本法令外国語訳データベースシステムにおいて公開すること。
- (17) 国民健康保険料の軽減判定所得の算定方法を、より簡素かつ簡明なものとし、被保険者に分かりやすくするとともに、市町村等の保険者の実務上の負担軽減を図るため、早急に制度改正すること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。
また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置等の具体的な内容を早期に提示するとともに、システム整備に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

4. 大規模自然災害の被災地における国民健康保険の保険料の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

また、大規模自然災害に起因した医療費の増嵩、保険料の大幅な減収に対し、保険者の負担軽減のための総合的な財政支援措置を講じること。

5. 東日本大震災関係について

(1) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

(2) 東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。